

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和7年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査業務

2 目 的

令和9年度から5年間を期間とするニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4期計画）を策定するため、県下全域においてニホンザルの生息状況の把握、群れ毎の加害性等の判定結果と、その管理方針（案）を得るために実施する。

また、現計画に基づき、特に加害性が高いとされる9群の効率的な管理に資するため、新規に3群程度についてGPS発信機の装着を行い、既に装着が行われている5群程度と併せて、正確な行動圏および個体数の把握を行う。

3 調査対象地域

香川県全域とする。ただし、「重点調査地域」は次のとおりとする。

① 東讃 ② 中・西讃 ③ 小豆島

4 委託の内容

受託者（以下「乙」という。）は、個体群ごとに、次の調査を実施する。

(1) 重点調査地域における生息状況調査

令和2年度に実施したモニタリング調査結果の67群を含め、全県を対象に生息状況の現地調査を次のとおり行う。令和2年度以降、群れが存在するとの情報がある地区を主な対象として、住民アンケート調査、カレンダー調査等を実施し、得られたデータを分析することで、群れの数、群れ毎の行動範囲、およそその個体数を把握する。また、各群の加害レベルの判定を行う。

① ニホンザル出没状況・被害実態アンケート調査

- ・ 調査は住民アンケート、出没カレンダー調査、現地調査（住民への直接の聞き取りを含む）による生息状況調査によって行う。
- ・ 調査協力者への調査の趣旨と調査票への記入の留意点等の説明、住民アンケート調査の聞き取り訪問、カレンダー調査票等の配布、回収を行う。（調査協力者リストは、みどり保全課が整備・提示する。調査地域内での協力農家数は1k㎡当たり1戸程度を目安に選定する）。
- ・ 前項の業務については、市町および農業経営課（農業改良普及センター）が調査等を担当するもの以外を対象とする。
- ・ 出没カレンダー調査は、ニホンザルの行動が活発化し、集落等に出没が多い夏季2ヶ月間を目安に実施する。
- ・ 調査時には身分書を提示するとともに、予め調査の時期、利用する車のナンバー、調査時の服装等について事前周知に努める（市町の広報等の活用）。

- ・ 県みどり保全課が協力者に対し謝礼品を用意するので、協力者が実際の調査等の報告後に配布を行う。
- ・ 住民アンケート調査票（市町及び普及センター配布するものについて）、カレンダー調査票、カレンダー調査に必要な出没を記録する地図（各月 1 枚、計 2 枚）を印刷準備する。納品期日、納品場所については協議のうえ決める。

② 現地調査等結果、出没状況・被害実態アンケート調査及び農業改良普及センター等関係機関からの提供資料による分析・推定

- ・ 現地調査、ニホンザル出没状況・被害実態調査、後述する⑥ 行動圏調査、⑦ 個体数調査及び農業改良普及センター等関係機関からの提供資料により、次の事項を分析、推定し、図表等にとりまとめる。
 - （ア）「重点調査地域」における群れの数の状況
 - （イ）「重点調査地域」における群れの個体数
 - （ウ）「重点調査地域」における群れの行動域
 - （エ）「重点調査地域」における群れの出没等の行動特性及び加害レベル
 - （オ）その他必要な事項
- ・ 「重点調査地域」における効果的な防除方法の考察

③ 絶滅確率シミュレーション

- ・ 個体数調査で得られたデータに基づき、カウントした個体群及び地域個体群毎に、出産率と生存率の分散を 1.2 倍、3.0 倍の設定で 20 年間、10,000 回のシミュレーションを実行し、各群れの絶滅確率を算出するものとする。

④ 地域個体群及び群れごとの管理方針（案）の検討

- ・ 調査結果及び文献資料等をもとに、群れごとに管理方針を作成する。

⑤ 行動圏調査のための GPS 発信機の装着

- ・ ニホンザルの群れの行動域を把握することを目的とし、新規に 3 群程度に GPS 発信機を装着する。原則としてオトナメスに GPS 発信機を装着する。GPS 発信機を装着する群れ・個体数については、1 群れ当たり 1 頭を目安とし、詳細は委託者（以下「甲」という。）が指定する担当者（以下「担当者」という。）と協議のうえ決定する。
- ・ GPS 発信器を装着する個体は、県又は市町が許可したはこわなにより捕獲された個体とする。
- ・ GPS 発信機を装着したときは、装着した個体の性別、年齢、発信機の周波数、捕獲地点等を担当者に報告するものとする。

⑥ 行動圏調査

- ・ 新規装着分を含む8群程度(GPS 発信機を装着した個体が属する群れ)について、受信機を利用して群れの現在位置を特定し、行動圏を明らかにする。詳細は担当者と協議のうえ決定する。
- ・ GPS データの回収は、最低 20 日間以上の記録データを確保できるように考慮し、1 回以上行うこと。
- ・ 調査データは GIS ファイルにとりまとめ、一定のデータが収集できた段階で甲に中間報告を行う。中間報告の時期は年内を目安とするが、担当者と協議のうえ決定する。
- ・ 調査の際には、補足調査として地域住民から出没頻度、加害状況等の聞き取り調査を行う。
- ・ 群れを目視した場合には、採食物の把握による食性状況調査及び人馴れの程度等を把握し、環境省の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・令和6年度)の加害レベル判定基準に従い加害レベルを再評価する。

⑦ 個体数調査

- ・ 新規装着分を含む8群程度(GPS 発信機を装着した個体が属する群れ)について、追跡調査による直接観察により雌雄及び性年齢別の個体数を全数把握する。性年齢別は、(オトナ・ワカモノ・コドモ(年齢別)・アカンボウの別)とし、1 回以上のカウント調査を実施する。

(2) 重点調査地域以外における生息状況調査

- ・ 必要に応じて実施する。実施方法については、重点調査地域における生息状況調査に準じて行う。

(3) 打合せ協議及び報告

- ・ 打合せ協議は着手時、中間報告時、成果物納入時の対面3回を標準とするが、必要により香川県特定鳥獣管理計画検討委員会に出席し、調査結果を報告する。

5 業務管理責任者

乙は、業務実施にあたっては業務管理責任者を定め、書面により、甲に提出すること。

6 業務計画書

乙は、業務全般を見通した業務計画書を作成し、甲に提出すること。

なお、計画書には次の事項について記載すること。

- (ア) 調査内容(目的・概要)
- (イ) 調査の順序及び方法
- (ウ) 調査の実施工程表
- (エ) 現場作業の責任者名

(オ) その他必要な事項

7 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書（紙面及び CD-ROM 各 2 部）
- (2) 現地調査写真一式（紙面及び CD-ROM 各 2 部）
- (3) その他、本業務で生じた資料のうち甲の指示する資料一式（例えば、調査野帳を整理して調査結果をまとめる前段階の電子データ等資料も提出する）

8 権利の帰属

本業務の成果にかかる一切の権利は甲に帰属するものとするものとし、甲の許可なく他者に公開してはならない。

9 調査用機材等について

本業務の遂行にあたり、乙は、原則として本業務に必要な調査用機材、施設等の環境について、乙の負担において準備しなければならない。

10 土地の立ち入り及び使用等

乙は、業務の実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入り、立木の伐採、土地又は工作物を使用する必要がある場合には、甲の指定する担当者の指示のもと、その所有者、占有者の承諾を得て行うこと。

11 安全管理等の遵守事項

乙は、安全管理に努め、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。

また、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生状況、原因、経過及び事故による被害内容等を甲に報告するものとする。

なお、乙は、県民等から業務の実施に際し苦情を受けた場合には速やかに甲に報告するものとする。

12 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、契約書によるほか甲と乙による綿密な協議の上、誠実に本業務を遂行するものとする。